

「宅地建物取引主任者証」から「宅地建物取引士証」への再交付（切替交付）申請について

宅地建物取引業法の一部が改正され、平成27年4月1日より「宅地建物取引主任者」が「宅地建物取引士」に改称されました。この改正に伴い、宅地建物取引士証の再交付の申請理由に「その他事由」が追加され、切替交付が再交付の理由として位置づけられました。

- 再交付（切替交付）を希望される方は、静岡県くらし・環境部住まいづくり課宅地建物班へお問い合わせください。

電話 054（221）3072      ※再交付（切替交付）は有料（4,500円）です。